

平成 2 5 年度

男女共同参画の推進に関する年次報告

第 3 次宇都宮市男女共同参画行動計画

(平成 2 5 年度～平成 2 9 年度)

～認め合い 尊重し合い 支え合い

共に築こう かがやく未来～

宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画

(平成 2 1 年度～平成 2 5 年度)

宇都宮市

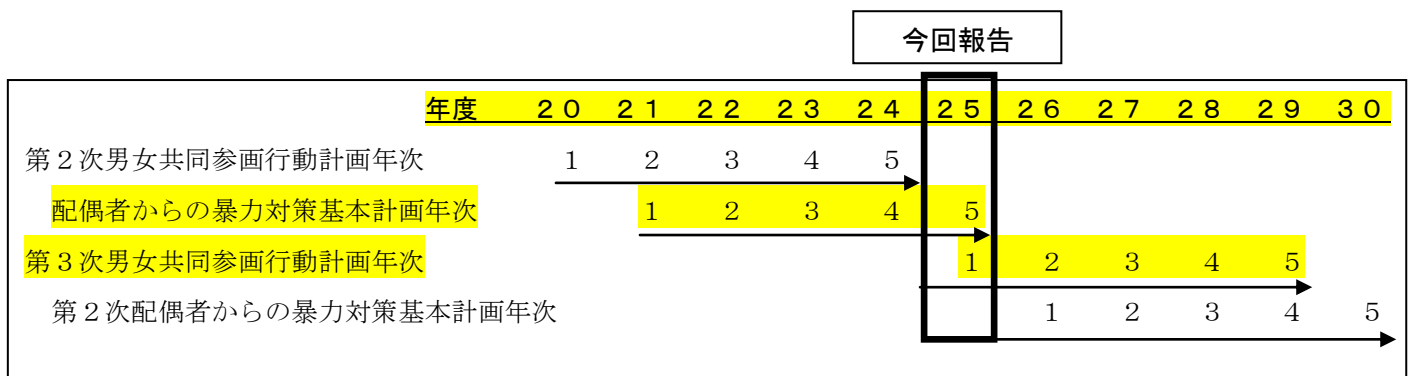
男女共同参画の推進に関する年次報告について

宇都宮市男女共同参画推進条例 第15条(年次報告)において、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定められていることから、市の施策情報を積極的に公表し、広く市民に男女共同参画に関する理解と施策について協力を求めるため、「男女共同参画行動計画」及びこの分野別計画である「配偶者からの暴力対策基本計画」の推進状況を報告するものです。

平成25年度 年次報告について

「第3次男女共同参画行動計画（平成25年度～平成29年度）」について、各事業の活動指標の実績と達成状況により、平成25年度の推進状況を報告します。

また、「第2次男女共同参画行動計画（平成20年度～平成24年度）」は終了しましたが、この分野別計画である「配偶者からの暴力対策基本計画（平成21年度～平成25年度）」については、その取組評価を踏まえ、「第2次配偶者からの暴力対策基本計画（平成26年度～平成30年度）」を策定したところであり、平成25年度の年次報告は、当初計画の最終年次として重点事業の推進状況を報告します。



平成25年度 「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」及び 「配偶者からの暴力対策基本計画」の推進状況

第3次男女共同参画行動計画に掲げた3つの基本目標ごとに、施策・事業の推進状況について下記のとおり報告します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着した社会の実現

1 重点施策と主な事業の取組状況

施策の方向1「性別による固定的な役割分担や慣行の見直し」

「男女共同参画意識の醸成（重点施策）」に向け、男女共同参画における各種テーマについて出前講座、市民協働型講座、関係機関との連携講座等、開催手法を使い分け効率的に実施し、参加者の拡大が図れた。

男女共同参画社会づくりに向け、標語や4コマまんがによる啓発コンクールを実施し、両コンクールとも応募者数が最多となるとともに、入賞作品をパネル展などに掲載し啓発することができた。

拡充事業としては、子ども向け男女共同参画啓発パンフレット「かがやき」を市内小学校70校の5年生に配付し、基本的な人間性や社会性を身につける時期における男女共同参画意識を啓発する機会を提供してきた。また、平成24年度まで発行してきた男女共同参画啓発誌を他の啓発物と統合し、新たな情報誌「ぱーとなーしっぷ」として年2回発行し、男女共同参画に関する情報について総合的かつ効率的な啓発を図ることができた。

施策の方向2「男女共同参画の視点に立った教育の推進」

学校教育においては、小・中学生へのキャリア教育や性教育サポート事業などで目標を達成した。また、新規事業として小・中学生を主対象に、科学などの専門分野で男女が共に活躍できる場や機会を広げるための「男女の活躍領域拡大促進講座」を開催、専門分野への興味関心を高めるきっかけを創出した。

地域教育においては、新規事業として図書館や地区市民センター等関係機関の連携により防災や保育士の再就職支援をテーマとした男女共同参画推進講座を実施し、地域における男女共同参画意識の啓発機会の拡充が図れた。

2 施策の課題と今後の対応

- ・ 性別による固定的な役割分担意識や慣行の見直し【施策の方向1】に向け、より多くの市民に継続的に男女共同参画意識の理解促進を図っていくため引き続き広報・啓発を進めるに当たり、啓発コンクール入賞作品の効果的な活用による啓発など、より多くの市民が興味を持ち、意識の醸成が図られるような手法による啓発・学習を継続していく。
- ・ 男女共同参画の視点に立った教育の推進【施策の方向2】に向け、子どもから成人までさまざまな分野における継続的な教育として、家庭教育、学校教育、地域等での講座開催などを効果的に進められるよう、学校や他の機関等との連携により、小・中・高大学生等への出前講座など若年層への啓発を計画的に実施するとともに、市民の関心のあるテーマを用いて男女共同参画意識を醸成する機会と周知啓発の充実を図る。

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の実現

1 重点施策と主な事業の取組状況

施策の方向3「男女がともに活躍できる分野の拡大」

「まちづくりにおける男女共同参画の推進(重点施策)」の拡充事業として、防災に関する出前講座を開催し、災害時等の男女共同参画の視点の必要性について啓発を図った。

施策の方向4「意思決定の場における男女共同参画の推進」

「意思決定の場への女性の登用促進(重点施策)」のため、男女共同参画推進センター(以下「推進センター」)において審議会委員等の公募情報の提供をするとともに、女性のためのリーダー養成講座「女子力向上・発見力・発信力UPセミナー」を実施し、活躍できる人材の発掘・育成を進めた。

新規事業としては、推進センターを活動拠点とする団体の登録制度の平成26年度導入に向けた制度整備などを進めるとともに、協働型啓発講座として男女共同参画推進団体と連携した講座を実施し、男女共同参画推進団体の活躍する場や機会を提供した。

施策の方向5「仕事と生活が充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境づくり」

「企業における働きやすい職場環境づくりの促進（重点施策）」として、事業所に対するワーク・ライフ・バランス（以下「WLB」）の意識啓発のため、WLBを推進するガイドブックを作成し、経済部門との連携による事業所訪問等の機会に配布を行なうとともに、経済団体との共催による企業啓発出張セミナーを開催した。また、「男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）」では、応募数が増え、受賞事業者の取組事例の紹介など、周知啓発の機会を増やすことができた。

「仕事と子育ての両立支援（重点施策）」においては、待機児童解消と新たな保育制度を見据えた保育需要に対応するため保育所、認定子ども園の整備の促進や、宮っ子ステーション事業の充実を進めるほか、延長保育事業や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応する保育サービスの提供に取り組み、子育て支援の充実が図られてきた。

「仕事と介護の両立支援（重点施策）」においては、仕事と介護の両立をテーマとした意識啓発講座を開催するとともに、介護保険事業の着実な実施と制度の利用方法やサービス内容の情報提供を進めるため、介護保険の手引きの作成・配付を実施した。

「男性の家庭参画の促進（重点施策）」においては、夫婦や家族が協力して安全な出産や子育てができるようママパパ学級を開催するとともに、推進センター主催や他機関と連携による男性の家庭参画を促進するための講座を実施した。

2 施策の課題と今後の取組

- ・ **男女がともに活躍できる分野の拡大【施策の方向3】**に向け、まちづくりや就労の場における周知啓発のため、まちづくり組織等の地域に向けた効果的な周知啓発に努めるとともに、就労関係機関と連携し、就職情報の提供機会や相談参加者の増加に努める。
- ・ **意思決定の場における女性の参画の推進【施策の方向4】**のためには、企業や地域などの意思決定の場への女性登用促進を図るための周知・啓発と男女共同参画の推進を担う団体や人材の育成を推進していく必要がある。

継続して公募委員募集情報の周知を広く行うとともに、審議会等への女性の登用促進について庁内関係課に働きかけを行う。

また、団体登録制度を活用した人材や団体の発掘・育成や登録団体との連携事業の展開などによる活躍の場の提供を図る。

- ・ **仕事と生活が充実し好循環（WLB）を生み出す環境づくり【施策の方向5】**を実現するには、働きやすい職場環境づくりの促進のため、企業や勤労者に対して継続した周知啓発をしていく必要があり、経済団体等と連携し、企業における働きやすい職場環境づくりの促進と勤労者等への意識啓発の促進を図る。

また、子育てと仕事の両立支援に向けては「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた保育環境の整備や子育て支援を進めるため、更なる保育環境や宮っ子ステーション事業の充実を図る。

基本目標Ⅲ

男女が互いに人権を尊重し大切にできる社会の実現

※「配偶者からの暴力対策基本計画」の推進状況を含む。

1 重点施策と主な事業の取組状況

施策の方向6「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」

「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」（平成26年3月策定）計上の施策・事業については、平成26年度から推進状況の管理を行う。

「配偶者からの暴力対策基本計画」の取組状況は以下のとおりである。資料4

- ・ DVの未然防止に向けた、デートDV防止出前講座は、中学生から専門学校や大学まで幅広く要請を受けて実施、受講者数も目標値を上回ることができた。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を広報するとともに、研修等の充実により、相談員の質の向上が図られた。
- ・ DV被害者とその子どもが、孤立することなく早期に自立できるよう、自立支援事業として心身回復や就労支援のための講座や専門相談、被害者の子どもの心の回復に向けた交流事業を実施した。
- ・ 庁内外のネットワーク組織において課題を共有するとともに、マニュアル等に関係各課で共有し、2次被害防止研修を実施するなど、DV被害者等の対応について関係課の連携を図った。

施策の方向7「性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援」

性教育サポート事業やエイズ予防啓発普及活動等、性や健康についての学

習・教育を継続して実施するとともに、性差に応じた健康支援講座やがん検診、妊婦健康診査、女性の健康力アップ事業等、ライフステージや身体的特性に応じた健康支援を実施した。

2 施策の課題と今後の取組

- ・ 「男女間におけるあらゆる暴力の根絶【施策の方向6】」に向け、配偶者等からの暴力対策の推進においては、多様化かつ増加傾向にあるDVに対応可能な体制づくりとして、未然防止に向けたより一層の啓発と相談から自立支援に向けた一体的な取組の強化が必要である。平成26年度からは、「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、関係機関との連携を強化し、総合的・一体的な対策に取り組む。併せて、性暴力やセクシャル・ハラスメント等の女性に対する暴力防止啓発にも取り組んでいく。
- ・ 「性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援【施策の方向7】」においては、性や健康についての学習・教育の推進や、ライフステージや身体的特性に応じた健康支援を継続する必要がある。

思春期の若者を対象に性教育やエイズ等性感染症の予防など、学校教育を通じた性や健康に関する正しい知識や情報を提供するとともに、妊婦健康診査やがん検診などライフステージや性差に応じた健康支援に引き続き取り組む。

平成25年度 総括

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着した社会の実現

計画開始1年次のため、一部未実施の事業もあるが、男女共同参画意識啓発については、23事業のうち21事業が目標値に対し9割以上達成(◎)するなど、順調に進捗している。

意識啓発は継続が重要であることから、各施策において、あらゆる機会を捉えて、効果的な手法で今後も進めていく。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の実現

仕事と生活が充実し好循環(ワーク・ライフ・バランス)を生み出す環境づくりでは、19事業中15事業が目標値に対し9割以上達成(◎)するなど、順調に進捗している。

新規事業において、平成25年度は未実施となっている事業があるが、導入のための準備期間を経た団体登録制度の開始により、男女共同参画推進団体との連携による推進を強化していくほか、防災活動等まちづくりにおける参画拡大に更に取り組む。

また本市職員を対象とした「(仮称)宇都宮市女性職員活躍推進アクションプラン」の策定を進めており、本市自ら率先して取り組んでいく。

今後とも、国や県などの動向を的確に捉え、企業・地域・関係団体等と連携し、女性の活躍に向けた取組を更に推進していく。

基本目標Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切にす社会の実現

(配偶者からの暴力対策基本計画)

男女間におけるあらゆる暴力の根絶においては、「配偶者からの暴力対策基本計画」の平成24年度年次報告と同様の達成状況である。

課題と今後の取組についても昨年度同様に、若年層への意識啓発、配偶者暴力相談支援センターの体制の充実、自立支援体制の充実、関係機関との連携が挙げられ、これらを推進するために「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」に、新規・拡充を含め10の重点事業を掲げている。

今後は、「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」を確実に推進し、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に取り組む。